

## 緊急事態宣言発令時の対応

医療機関や薬局は緊急事態宣言発令後も開院や開局の継続が可能です。当院も現在のところ臨時休診や診療時間短縮などの予定はありません。しかしながら、4月17日に都内での新規の新型コロナウイルス感染症が200人を超えたため、**4月18日から物理療法を4月27日から運動器リハビリテーションを中止**いたします。また、今後、外出が著しく制限されたり、交通網の規制が強化された場合など、通院や職員の通勤に支障をきたしたり、治療薬・材料などの搬入が遅延した場合などには適宜変更となりますのでご了承ください。その際にはホームページなどでお知らせ致します。

また、当院ではオンライン診療は行なっておりませんが、新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点からの特例措置として、定期的に受診されていた方の治療薬を電話再診で交付することが可能です。処方箋情報は当院から、かかりつけ薬局へFAXを用いて送付します。また、当院では**電話などによる初診は行なっておりません**ので、お間違えのないようお願いいたします。

なお、当院では新型コロナウイルス感染症の検査・診断・治療はできませんので、下記のいずれかに該当される方は品川区ホームページ：「新型コロナウイルス感染症について」をご参考の上、適切な医療機関受診をお願い致します。

- ・ 風邪症状、37.5度以上の発熱の方
- ・ 強いだるさや息苦しさがある方
- ・ 2週間以内に海外渡航歴がある方
- ・ ご家族に上記が該当する方

<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kenkou/kenkou-byouki/20200212095938.html#noukou>